議案第41号

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年２月21日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年９月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第27条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上19人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同令第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。付則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下とし、居宅訪	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第27条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同令第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。付則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下とし、居宅訪問型保育	字句の削除 字句の削除

問型保育事業にあっては１人とする。	事業にあっては１人とする。	
２　（略）	２　（略）	
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）	
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	字句の改正
(1)　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	(1)　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	字句の改正
(2)　（略）	(2)　（略）	

(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	字句の改正
	２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在	項の追加

	が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
	3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	項の追加
2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。	4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。	項の繰下げ 字句の改正 字句の改正
(1)　特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	(1)　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	号の改正

	イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
(2)　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	(2)　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	号の改正
3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	項の繰下げ及び字句の改正
(1)　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）	(1)　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等	字句の削除 字句の改正
(2)　（略）	(2)　（略）	
4から9まで	6から11まで	項の繰下げ
付　則	付　則	

（連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	字句の改正

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。